

佐賀大学附属図書館副館長の選考等に関する申合せ

(平成18年2月14日附属図書館運営委員会決定)

第1条 この申合せは、佐賀大学附属図書館副館長選考規程第5条の規定に基づき、副館長の選考等に関し、必要な事項を定める。

第2条 館長が本庄地区から選考された場合、館長は、医学部に対し、副館長候補適任者1人の推薦を求めなければならない。

2 館長が鍋島地区から選考された場合、館長は、本庄地区の各学部に対し、副館長候補適任者各1人の推薦を求めなければならない。

3 前項において、館長は、副館長候補適任者に順位を付して学長へ推薦する。

第3条 館長及び副館長の職務の分担等並びに配置については、両者の協議により定めるものとする。

附 則

この申合せは、平成18年4月1日から実施する。